

令和4年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率の概要(確報)

令和5年11月

神奈川県政策局自治振興部市町村課

余白のページ

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率(確報)のポイント

○ いずれの指標においても、早期健全化基準、経営健全化基準以上となった地方公共団体又は会計はない。

※ 令和5年9月29日の速報値公表時点から、異動なし。

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし(令和3年度決算:該当団体なし)
- ・ 実質赤字額がある団体はなし(令和3年度決算:該当団体なし)

※ 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

イ 連結実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし(令和3年度決算:該当団体なし)
- ・ 連結実質赤字額がある団体はなし(令和3年度決算:該当団体なし)

※ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

ウ 実質公債費比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし(令和3年度決算:該当団体なし)
- ・ 県平均は4.5%(令和3年度決算:4.2%)

※ 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。
早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%。

エ 将来負担比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし(令和3年度決算:該当団体なし)
- ・ 県平均は40.3%(令和3年度決算:43.8%)

※ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

早期健全化基準は、政令市を除く市区町村は350%、都道府県及び政令市は400%。

なお、財政再生基準はない。

(2) 資金不足比率

- ・ 経営健全化基準以上である公営企業会計はなし(令和3年度決算:該当会計なし)
- ・ 資金不足を計上した公営企業会計はなし(令和3年度決算:該当会計なし)

※ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。経営健全化基準は20%。

【令和4年度決算に基づく健全化判断比率等一覧表(確報)】

(単位:%)

| 市町村名 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 | |
|-------------------|--------|----------|---------|--------|--------|---|
| | | | | | 会計数 | |
| 横浜市 | — | — | 9.7 | 129.2 | 全11会計 | — |
| 川崎市 | — | — | 8.7 | 123.4 | 全8会計 | — |
| 相模原市 | — | — | 2.7 | 2.0 | 全2会計 | — |
| 指定都市平均 | — | — | 7.0 | 84.9 | | — |
| 横須賀市 | — | — | 5.5 | 17.1 | 全3会計 | — |
| 平塚市 | — | — | 4.7 | 22.5 | 全3会計 | — |
| 鎌倉市 | — | — | 1.0 | — | 全1会計 | — |
| 藤沢市 | — | — | 4.8 | 46.4 | 全2会計 | — |
| 小田原市 | — | — | 2.6 | 33.3 | 全5会計 | — |
| 茅ヶ崎市 | — | — | 2.8 | 24.7 | 全2会計 | — |
| 逗子市 | — | — | 6.6 | — | 全1会計 | — |
| 三浦市 | — | — | 12.0 | 84.5 | 全4会計 | — |
| 秦野市 | — | — | 1.6 | 12.2 | 全2会計 | — |
| 厚木市 | — | — | 2.9 | 44.6 | 全2会計 | — |
| 大和市 | — | — | 3.4 | 33.7 | 全2会計 | — |
| 伊勢原市 | — | — | 7.7 | 31.2 | 全1会計 | — |
| 海老名市 | — | — | 4.6 | 28.2 | 全1会計 | — |
| 座間市 | — | — | 1.7 | 10.1 | 全2会計 | — |
| 南足柄市 | — | — | 2.7 | — | 全2会計 | — |
| 綾瀬市 | — | — | 3.6 | — | 全1会計 | — |
| 都市平均 (除く指定都市) | — | — | 4.3 | 32.4 | | — |
| 都市平均 | — | — | 4.7 | 42.9 | | — |
| 葉山町 | — | — | ▲ 2.7 | — | 全1会計 | — |
| 寒川町 | — | — | 3.3 | — | 全1会計 | — |
| 大磯町 | — | — | 4.7 | 11.9 | 全1会計 | — |
| 二宮町 | — | — | 4.8 | 4.9 | 全1会計 | — |
| 中井町 | — | — | 0.2 | — | 全2会計 | — |
| 大井町 | — | — | ▲ 2.1 | — | 全2会計 | — |
| 松田町 | — | — | 6.1 | 16.3 | 全3会計 | — |
| 山北町 | — | — | 11.2 | 9.8 | 全2会計 | — |
| 開成町 | — | — | 5.0 | 28.3 | 全2会計 | — |
| 箱根町 | — | — | 12.2 | 63.4 | 全3会計 | — |
| 真鶴町 | — | — | 12.4 | 83.4 | 全2会計 | — |
| 湯河原町 | — | — | 6.0 | 66.9 | 全3会計 | — |
| 愛川町 | — | — | 0.1 | — | 全2会計 | — |
| 清川村 | — | — | ▲ 1.0 | — | 全2会計 | — |
| 町村平均 | — | — | 4.3 | 35.6 | | — |
| 市町村平均 (除く指定都市) | — | — | 4.3 | 33.7 | | — |
| 市町村平均 | — | — | 4.5 | 40.3 | | — |

(注1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、0以下の比率は存在しないため、0以下にならなかった場合は—で記載している。

(注2) 平均はすべて単純平均であるが、比率が存在しない団体がある場合は、これを除外して算出している。

(注3) 実質公債費比率及び将来負担比率は、総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てたものを記載している。

(注4) 実質公債費比率は、地方債元利償還金から地方交付税の基準財政需要額に算入される額を差し引くこと等により計算されるため、マイナスとなる場合がある。

(3) 健全化判断比率等の用語解説

○ 健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「健全化判断比率」として4つの財政指標を、また、公営企業会計ごとの経営状況の深刻度を示す指標として「資金不足比率」を定めており、地方公共団体は各比率について、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならない。

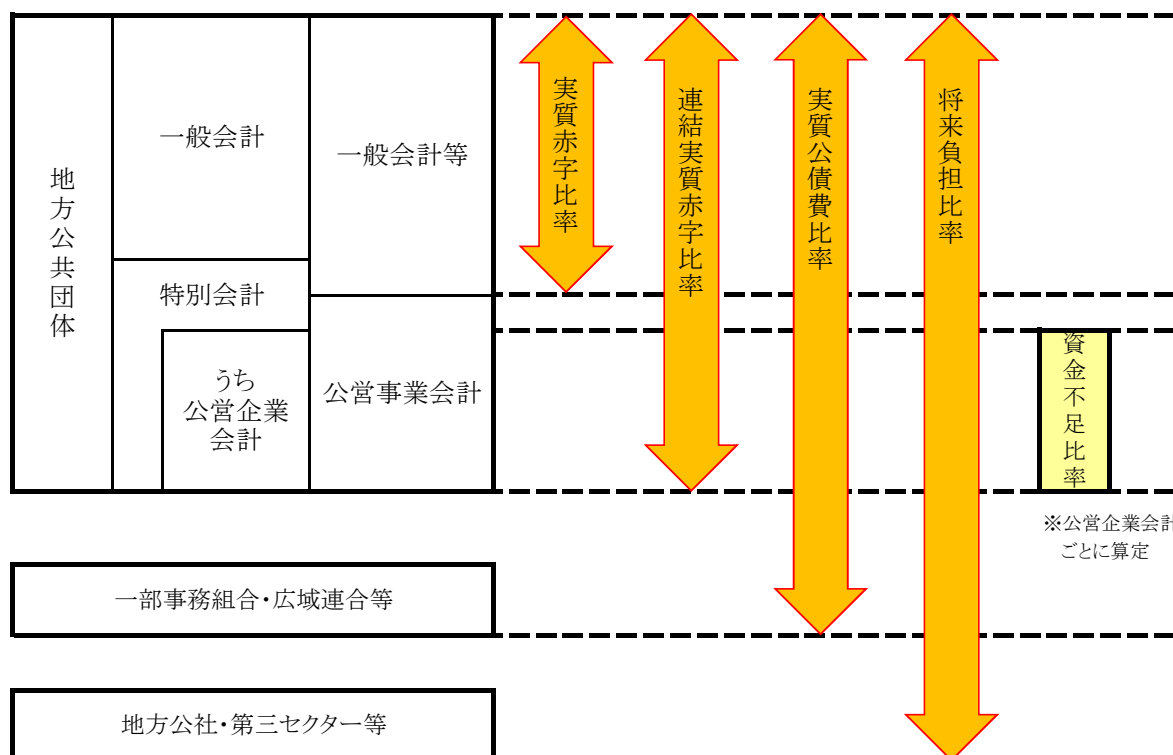
【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等】

| 区 分 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------------------------------|--------|
| 実質赤字比率 | 各団体の標準財政規模に応じて 11.25%~15% | 20% |
| 連結実質赤字比率 | 各団体の標準財政規模に応じて 16.25%~20% | 30% |
| 実質公債費比率 | 25% | 35% |
| 将来負担比率 | 350% (政令指定都市は400%) | - |
| 資金不足比率 | (経営健全化基準)20% | - |

○ 一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当し、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲だが、いわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしない。

【健全化判断比率等の対象となる会計】



○ 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならない。

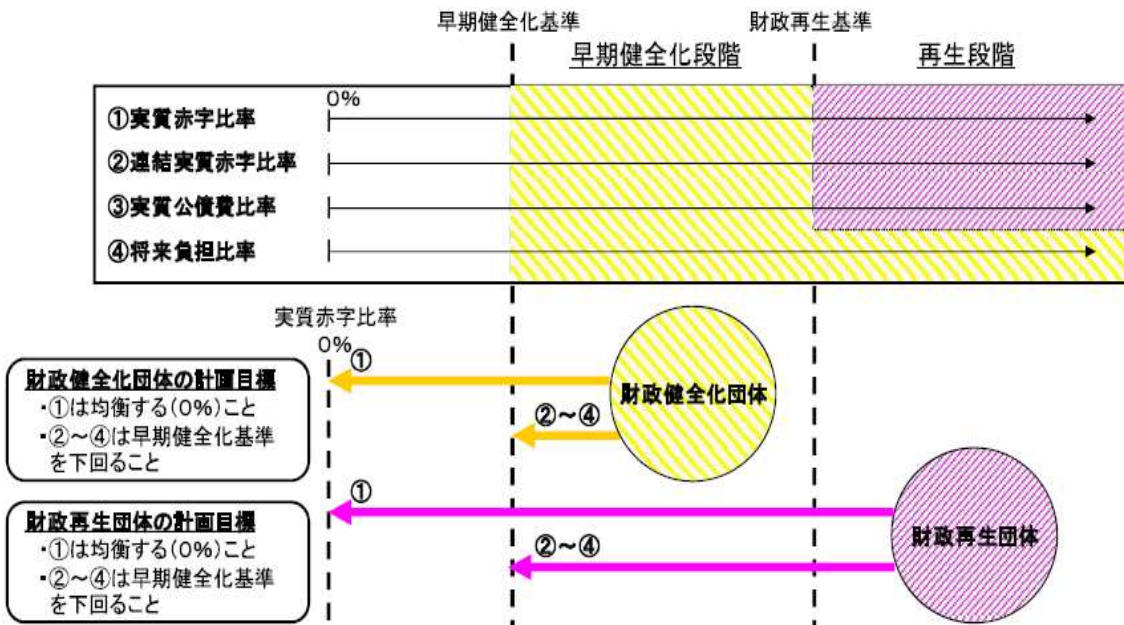
○ 財政再生基準

健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「再生段階」となり、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならない。

○ 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。

【財政の早期健全化と財政の再生】



【健全化判断比率の概要】

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

《算定方法》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額: 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・ 実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

イ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額等の標準財政規模に対する比率

《算定方法》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額

- ① 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

《算定方法》

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

・準元利償還金：①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

《算定方法》

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額) + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

・将来負担額：①から⑩までの合計額

・充当可能基金額：①から⑧までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨ 連結実質赤字額
- ⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

【資金不足比率の概要】

各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率

《算定方法》

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。